

◎行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成一五年五月三〇日法律第五八号)

一、提案理由 (平成一五年四月八日・衆議院個人情報の保護に関する特別委員会)

○片山国務大臣 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

これら四法案は、第百五十四回国会に提出され、第百五十五回国会において審議未了のまま廃案となった経緯がありますが、行政機関の職員等に対して罰則を設けることを内容とした与党三党修正要綱に沿って修正し、再度提出することとしたものであります。

次に、各法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するものであります。

この法律案の要点は、第一に、行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととする等、個人情報を適正に取り扱う義務を定めております。

第二に、行政機関が電子計算機処理に係る個人情報ファイルの保有に関し、あらかじめ総務大臣に対し、所定の事項を通知しなければならないものとし、さらに、個人情報ファイルについて、原則として、所定の事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないものとしております。

第三に、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正または利用停止を請求することができる制度を設けております。また、行政機関の長は、開示、訂正または利用停止の決定等について不服申し立てがあったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとしております。

第四に、行政機関の職員等に対する罰則を設けることとしております。

…………… (略) ……………

以上が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等四法案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院個人情報の保護に関する特別委員長報告 (平成一五年五月六日)

○村井仁君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、個人情報の保護に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

引き続きまして、内閣提出の五法律案の概要について申し上げます。

……………（略）……………

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、行政機関における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護しようとするものであります。

……………（略）……………

以上の各案は、去る四月八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日細田国務大臣及び片山総務大臣並びに提出者細野豪志君から提案理由の説明を聴取し、同月十四日から一括して質疑に入り、連日、熱心に質疑を行いました。二十一日には参考人から意見を聴取し、二十五日には小泉内閣総理大臣に対する質疑を行う等、広範多岐にわたる論議を行い、慎重に審査を重ね、同日質疑を終了いたしました。

質疑終了後、枝野幸男君外八名提出の個人情報の保護に関する法律案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案につきまして、国会法の規定に基づき内閣の意見を聴取いたしました。引き続き、討論を行い、採決いたしましたところ、まず、枝野幸男君外八名提出の四法律案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次いで、内閣提出の五法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、個人情報の保護に関する法律案に対し、個別法の早急な検討等を内容とする六項目の附帯決議が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に対し、訴訟の管轄についての検討等を内容とする五項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一五年四月二五日）

膨大な個人情報を保有する行政機関の特性及び高度情報通信技術の急速な発展が国民生活に及ぼす影響にかんがみ、政府は、本法の施行に当たっては、個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 一 行政機関の保有する個人情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権の実効性を確保するため、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表に係る義務規定の適用除外の解釈に当たっては、個人の権利利益の保護の観点から十分に配慮すること。
- 二 保有個人情報の目的外の利用及び提供が所定の要件に該当するか否かの判断は慎重かつ客観的に行うとともに、利用目的が異なる二以上の個人情報ファイルを電子計算機を用いて照合し、又は結合する場合には、個人の権利利益を侵害しないよう十分に留意すること。
- 三 開示決定等の期限等については、請求者の権利行使を侵害しないように厳正に運用

するとともに、個人情報に係る訴訟に関しては、地方在住者に対して不利益にならないように、本法施行後における当該訴訟の状況を考慮し、司法制度改革の動向を踏まえ訴訟の管轄について検討すること。

四 思想、信条、宗教、病気及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の取得又は保有に当たっては、利用目的を厳密に特定するとともに、可能な限り法律その他の法令等によって取得根拠を明確にし、その利用、提供及び安全確保に特段の配慮を加えること。

五 個人情報の取得に当たっては、防衛庁リスト問題、自衛官適齢者情報入手問題等の教訓を踏まえ、適法かつ適正な方法により行うこと。

三、参議院個人情報の保護に関する特別委員長報告（平成一五年五月二三日）

○尾辻秀久君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、個人情報の保護に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、個人情報の適正な取扱い、個人情報ファイル簿の作成及び公表、開示、訂正及び利用停止、罰則規定の整備等、行政機関における個人情報の取扱いに関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、以上五法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣、細田国務大臣、片山総務大臣等に対する質疑を行い、また、石破防衛庁長官の出席を求めて防衛庁に対する集中的審議を行い、さらに、警察行政をめぐる件について谷垣国家公安委員会委員長に対して集中的審議を行ったほか、六名の参考人から意見を聴取するなど、八日間にわたり慎重かつ精力的な審査を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、個人情報取扱事業者の範囲、主務大臣の関与の在り方と第三者機関設置の必要性、金融・医療・情報通信分野等における個別法整備の必要性、住民基本台帳法に定める四情報の原則公開の見直し、自衛官募集業務に対する自治体の情報提供の在り方、警察作成とされる個人情報の外部流出問題、個人情報の取扱いに関する苦情処理の窓口機関の整備など多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

一昨日、質疑を終局しましたところ、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合を代表して内藤正光委員より五法律案のそれぞれに対し修正案が提出されました。

個人情報の保護に関する法律案に対する修正案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案に対する修正案は予算を伴うものであるため、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣から意見を聴取しましたところ、内閣としては両修正案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して藤原正司委員より、原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・保守新党及び公明党を代表して山本保委員より、原案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より、原案に反対、修正案に賛成、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を代表して森ゆうこ委員より、原案に反対、修正案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島瑞穂委員より、原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、内藤正光君提出の修正案はいずれも賛成少数により否決され、五法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、個人情報の保護に関する法律案に対して八項目、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に対して九項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一五年五月二一日）

膨大な個人情報を保有する行政機関の特性及び高度情報通信技術の急速な発展が国民生活に及ぼす影響にかんがみ、政府は、本法の施行に当たっては、個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、行政機関の保有する個人情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権の実効性を確保するため、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表に係る義務規定の適用除外の解釈に当たっては、個人の権利利益の保護の観点から十分に配慮すること。

二、一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル等、総務大臣への事前通知の対象とならないものについても、運用の厳格化を図ること。

三、保有個人情報の目的外の利用及び提供が所定の要件に該当するか否かの判断は慎重かつ客観的に行うとともに、利用目的が異なる二以上の個人情報ファイルを電子計算機を用いて照合し、又は結合する場合には、個人の権利利益を侵害しないよう十分に留意すること。

四、開示決定等の期限等については、請求者の権利行使を侵害しないように厳正に運用するとともに、個人情報に係る訴訟に関しては、地方在住者に対して不利益にならないように、本法施行後における当該訴訟の状況を考慮し、司法制度改革の動向を踏まえ訴訟の管轄について検討すること。

五、思想、信条、宗教、病気及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の取得又は保有に当たっては、利用目的を厳密に特定するとともに、可能な限り法律その他の法令等によって取得根拠を明確にし、その利用、提供及び安全確保に特段の配慮を加えること。

六、個人情報の取得に当たっては、防衛庁リスト問題、自衛官適齢者情報入手問題等の教訓を踏まえ、適法かつ適正な方法により行うこと。

七、本法施行後三年間は、施行状況調査に当たり、調査項目等についてパブリック・コ

メントを行うこと等により、調査内容の充実を図ること。

八、本法を適正に運用していくため、責任者を定めて責任の所在を明確にするなどの管理体制の整備、指針の作成、研修の実施等による指導の徹底を図ること。

九、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等について、配偶者からの暴力の防止等の観点から、現状を把握し、関係者の意見を聴いた上で、所要の措置を検討すること。
右決議する。